

令和7年度 イノベーション創出事業のご案内

水産業者等が行う異業種との連携等により所得を増やす新たな取組を支援します

※ 補助金の申請は支援チーム担当が窓口です。申請を検討されている方は、下表をご覧ください、関係する団体の支援チーム担当にご相談の上申請してください。



＜支援チーム担当＞

業種	団 体 名	連 絡 先
漁業者	東部 地区 東日本信用漁業協同組合連合会 静岡支店 ・融資部 担当 大池 ・下田営業店 担当 松下	(054) 631-5735 (0558) 22-1840
	中部 地区 静岡県漁業協同組合連合会 ・指導部（漁業振興課、協同組合課） ・沼津事業所 ・静岡事業所 ・焼津事業所（浜名駐在含む） 東日本信用漁業協同組合連合会 静岡支店 ・融資部 担当 大池 ・下田営業店 担当 松下	(054) 254-6011 (055) 934-3303 (054) 263-9881 (054) 627-2446 (054) 631-5735 (0558) 22-1840
	西部 地区 静岡県漁業協同組合連合会 ・指導部（漁業振興課、協同組合課） ・焼津事業所（浜名駐在含む）	(054) 254-6011 (054) 627-2446
加工業者等	静岡県水産加工業協同組合連合会 ・静岡県水産加工業協同組合連合会 ・沼津魚仲買商協同組合 ・静岡県削節組合 ・静岡県しらす煮干加工組合連合会 ・焼津市魚仲水産加工業協同組合 ・焼津水産加工業協同組合 ・焼津鰹節水産加工業協同組合 ・焼津蒲鉾商工業協同組合 ・静岡県佃煮商工業協同組合 ・協同組合 焼津水産加工センター	(054) 631-5120 (055) 962-2882 (054) 385-5004 (054) 620-5782 (054) 623-9200 (054) 628-3108 (054) 631-4700 (054) 623-3101 (054) 628-4151 (054) 624-2111
内水面漁業者	静岡県内水面漁業協同組合連合会	(054) 252-2727
その他	静岡県漁業協同組合連合会 ・指導部（漁業振興課、協同組合課）	(054) 254-6011

イノベーション創出事業費補助金について

補助対象者（静岡県内に住所又は事業所を有する者に限る）

水産業者等

- ・水産業（漁業、水産加工業及び水産流通業）を営む者
- ・水産関連業（水産に係る食品の小売業、造船業その他水産業の関連産業）を営む者
- ・水産業や水産関連業を営む者が組織する団体 など

内容

イノベーション創出事業は、水産業者等が行う異業種との連携等により所得等を増やす新たな取組が対象

区分	通常タイプ	異業種連携タイプ
対象事業	所得が <u>10%以上増加</u> することを目標として掲げ、5年間の計画を策定した上で行うもの	所得が <u>20%以上増加</u> することを目標として掲げ、5年間の計画を策定した上で行うもの
異業種連携	<u>必須でない</u>	<u>必須</u>
補助率	2／3以内	
限度額	1企業・1個人 50万円/件 1団体 100万円/件	1企業・1個人1団体 100万円/件
対象経費	資材等費、機械装置等費、広報費、専門家謝金、委託費 ほか	

申請期間

- ・令和7年4月25日から令和7年5月30日まで（郵送の場合は消印有効）
- ・通常タイプは郵送、もしくは電子メールでの提出
- ・異業種連携タイプは電子メールでの提出のみ

◆ 申請書類提出先

提出の前に、必ず支援チームへ申請書類の確認依頼を行ってください

（郵送）

静岡県漁業協同組合連合会 水産イノベーション補助金担当 あて

住所：〒420-8666 静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル3F

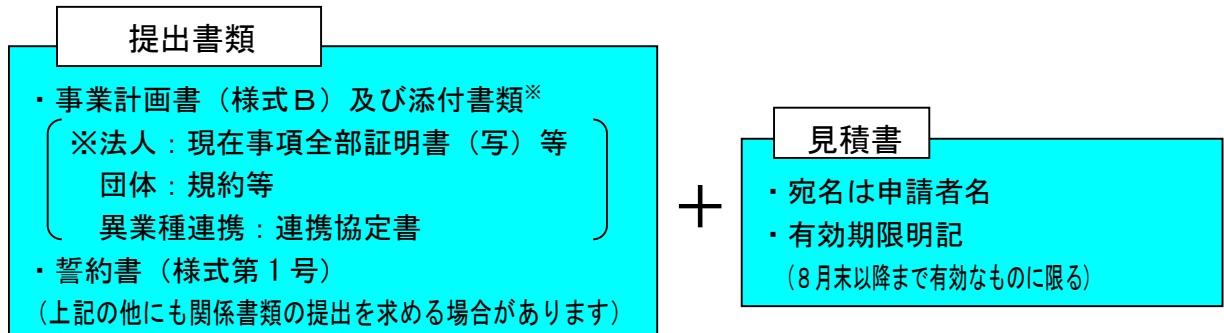
（メール）メールアドレスは、支援チームに問い合わせてください

件名に「申請者名 計画書在中」を入れてください

事業実施期間

補助金の交付決定の日から令和8年1月31日まで

申請時に必要な書類



注意事項

- 1 国又は県による補助事業又は委託事業と重複して実施するものは申請できません。
- 2 補助対象となるのは、交付決定日から令和8年1月31日までにを行った事業です。

- ・ 補助金の申請をした後に審査会があります。審査の結果、事業が採択された場合には、申請者あてに「交付決定通知書」が送付されます。
- ・ 補助金は、交付決定の日（交付決定通知書の日付）から令和8年1月31日までにを行ったものが対象です。
- ・ 交付決定前に発注あるいは契約したもの、令和8年2月以降に支払をしたもの等は補助対象外です。（支払時期については一部例外あり）
- ・ 支払の証拠書類が保管されているもののみが補助対象となります。

- 3 同一期の募集において複数の申請をする場合、又は同一年度に既に交付を受けている場合、若しくは前年度までに本補助金の交付を受けている場合は、各取組の新規性や質的違いを十分に説明できるようにしてください。
- 4 交付決定を受けた事業内容（経費の使途）に沿って事業を実施しなければなりません。

- ・ 交付決定を受けた補助事業の内容（事業計画）を変更しようとするときは、静岡県漁業協同組合連合会の事前承認が必要です。（軽微な変更の場合はこの限りでない）

- 5 事業終了後に実績報告書を提出し、検査に合格しなければ補助金を受け取れません。

- ・ 補助事業終了後は、所定の実績報告書のほか、支払の証拠書類（領収書等）を提出し、検査を受けなければなりません。
- ・ 上記の検査によって、補助事業が適正に行われたことが確認された場合にのみ、補助金が支払われます。

6 補助金の支払は、令和8年5月頃の予定です。

- ・ 補助金の支払は、令和8年5月頃の予定です。それに合わせた資金計画を立ててください。

7 消費税は、補助対象外です。

8 一定の財産の処分には制限があります。

- ・ 補助事業で購入した機械装置等のうち、単価が50万円以上（消費税抜き）のものは、処分制限財産に該当します。
- ・ 処分制限財産は、補助事業が終わった後も一定の期間は処分（補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。
- ・ 処分制限期間内に該当財産を処分しようとするときは、あらかじめ（処分する前に）、県の承認を受ける必要があります。
- ・ 承認を受けずに処分をすると、補助金の返還を求めることがあります。

9 関係書類は、5年間保存しなければなりません。

- ・ 補助事業に関する書類（交付申請書等の提出した書類、交付決定通知書等の受け取った書類、契約書、領収書等の支払の証拠となる書類等）は、補助事業年度終了後5年間は保存しなければなりません。
- ・ 補助事業年度終了後5年間は、静岡県漁業協同組合連合会又は県の求めがあった際には、いつでも閲覧できるようにしておかなければなりません。

10 経過報告書は補助事業年度だけでなく、5年間提出が必須となります。

- ・ 取組事業年度の収支が確定次第、速やかに提出してください。
- ・ 提出期限は事業翌年度の11月30日です。
- ・ 提出がない場合、補助金を受けることが出来なくなる可能性があります。

事業全般に関する問い合わせ先

静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課 電話 054-221-2744

静岡県漁業協同組合連合会 電話 054-254-6011